

## 第3章 計画の基本方針と目標

### 3.1 緑の将来像

みんなで 活かして・つくり・高め・育てて・<sup>つ</sup>継なく  
こまへの緑

私たちの身の回りの緑は、市民の憩い空間であり、騒音防止や気象緩和など潤いある生活環境を支える存在であるとともに、環境教育の場、そして緊急時の避難場所や延焼防止など安全・安心な暮らしを支える機能を持つ、市民生活に欠かせない貴重な市民共通の財産です。

その緑を守り育て、健全な形で次世代に継承していくことは、私たちの義務であり、責任です。

かつて市域に広がっていた樹林や田畑は住宅地に姿を変え、少しずつ減ってきました。しかし、多摩川や野川の水辺に広がる緑、市域の北部、南部を中心に広がる畑、弁財天池や古墳、屋敷林、社寺林などの樹林地は、今なお市を特徴づける緑として受け継がれています。また、公園や道路、住宅地に新しく生み出される緑もあります。

狛江市の緑は、減少傾向にあります。受け継がれてきた大切な緑を総量としてこれ以上緑を減らさないことを原則としつつ、「市民の貴重な財産であり、みんなで大切に守り、次の世代に受け継ぐ宝」ということを基本理念とし、地域性や個性のある既存の緑と水辺を健全な姿で発展させ、次世代に継承していきます。そして、市民自らによる身近な緑の創出、身近な公園の魅力アップ、狛江らしい風景の一つである農地の保全を進め、市民の共創により市全域が彩り豊かな緑でつながるような緑のネットワークを築いていきます。

## 3.2 計画の基本方針

本計画における緑の将来像の実現を目指すためには、貴重な自然環境を暮らしの中に活かしながら、快適な都市環境との両立を図ることが求められます。緑の将来像を実現するため、本計画では次の5つの基本方針を定めます。

### 活 まちの緑を活かそう

緑に関する活動を、市民・事業者・行政が協力して行う体制を整えることで、緑を通じたコミュニティを育みます。市民参加による協働の輪を広げ、緑を知り、緑に関わる多様な機会を広げることで、緑を活かす意識を高めます。

### 創 彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう

公共施設、民間施設のそれぞれにおいて、花や緑を育て、彩り豊かで暮らしの中で緑を実感できるまちなみをつくっていきます。また、市内に点在する緑をつなぎ、市域全体に広がる緑のネットワークをつくります。

### 高 身近な公園の魅力を高めよう

身近な公園の個々の特色を際立たせていくとともに、適切な管理を進めることで、安心して憩え、四季の豊かさを感じられる公園づくりを進めます。また、管理運営への市民参加を促進し、市民とともに公園を賢く使いながら、公園の魅力を高めていきます。

### 育 「農」を活かした緑のまちを育てよう

農業者・市民・事業者・行政が連携し、市民の交流の場としての利用や、防災機能など、農地の多面的な機能の活用を図り、農地と農のある風景の保全につなげます。また、産業面などからも農を支援することで、緑地としての農地の減少を食い止めます。

### 継 狛江らしい緑を次世代に継つなごう

狛江らしい緑と水の環境を、地域のシンボルとなるよう市民との関わりを深め、健全な状態で保全することで、狛江らしい緑を守る理念を次世代に継つないでいきます。

### 3.3 緑地の配置方針

本計画の基本方針に基づき、拠点となる緑地や緑のネットワークの配置方針を示します。

#### (1) “緑の拠点”・“水の拠点”・“農の拠点”の保全と整備

##### ①緑の拠点

市域の中央に位置する狛江弁財天池特別緑地保全地区、都市計画緑地である和泉多摩川緑地、保存樹林などのまとまりある緑、主要な都市公園を「緑の拠点」と位置付け、保全や整備に努めます。

##### ②水の拠点

狛江弁財天池特別緑地保全地区、岩戸川せせらぎ周辺、西野川せせらぎ周辺などの貴重な親水空間となっている地域を「水の拠点」と位置付け、水辺の整備や環境保全を図ります。また、狛江水辺の楽校や、市民・学校・事業者・地域団体・行政などの連携により清掃活動などを行っている多摩川・野川のような環境学習の場を活用し、「水の拠点」を形成していきます。

##### ③農の拠点

北部地区や南部地区の生産緑地地区が比較的まとまっている地域を「農の拠点」として位置付けます。様々な制度の活用による保全を検討し、つながりを持った市民と農業との交流の拠点づくりに努めます。

#### (2) 緑のネットワークの形成

##### ①2つの河川軸をつなぐネットワーク形成

市域の南部地区を流れる多摩川と北部地区を流れる野川を河川軸とし、2つの河川軸をつなぐような、市全域に広がる緑のネットワークを形成します。

##### ②緑道を軸としたネットワーク形成

緑のネットワークの形成に当たっては、旧河川に設けられた野川緑地公園（野川緑道）、岩戸川緑地公園（岩戸川緑道）を軸とし、2つの緑地公園のつながりを強化していくとともに、各緑地公園の周辺に位置する緑の拠点を活かし、緑のネットワークを広げていきます。まとまりがある緑が少ない地域では、保存樹木などの緑も活用し、緑のネットワークに広がりや厚みをもたせます。

##### ③道路を軸とした緑のネットワーク形成

市内全域に広がる道路も、緑のネットワークを構築する重要な要素となります。市内の骨格的な道路となる世田谷通りなどの幹線道路\*では、街路樹植栽に加え、市民協働で行う沿道緑化なども連携させて緑化推進を図ることで、緑のネットワークを市内全域に広げていきます。また、八幡通りや上和泉通りなどの生活道路\*の緑化を同様の形で推進することで、市域の南北をつなぐ2つの緑道の役割を補完します。

### (3) 緑化重点地区

都市緑地法では、緑の基本計画の中で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区である緑化重点地区を定めることができます。緑化重点地区においては、市民や事業者、行政がそれぞれの立場での自主的な緑化の推進を積極的に行うことが期待されます。

狛江市では、多摩川河川敷を除いた市域が、市街化区域\* となっており、それぞれの地域で重点的な緑化の推進が求められています。そのため、特定の地域を重視せずに、市全域を緑化重点地区に位置付け、市民、事業者、行政が連携・協働して緑化の推進に努めます。



図3-1 緑の将来図



### 3.4 緑の将来目標

#### (1) 緑地の確保目標

- ◆ 緑地率 市域の 22.8%以上
- ◆ 市民一人当たりの公園緑地面積 1.61 m<sup>2</sup>以上

持続性や公開性の高い空間である、都市公園などの施設緑地の整備と、法律や条例などの指定に基づく地域制緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、河川区域、保存樹林など）の維持により、市域面積の 22.8%以上の緑地を確保することを目標とします。

また、公園緑地の一人当たり面積の目標を 1.61 m<sup>2</sup>以上（多摩川緑地公園は供用面積で計上）とします。

表 3 - 1 緑地率の目標

目標指標	現状	目標
	平成 30 (2018) 年度	令和 11 (2029) 年度
緑地率	市域の 22.73%	市域の 22.8%以上
市民一人当たりの公園緑地面積	1.50 m <sup>2</sup>	1.61 m <sup>2</sup> 以上

※ 1 緑地率は、緑地の分類である下記①②を合計した緑地が市域面積（639.00ha）に占める割合

①施設緑地（都市公園、公共施設緑地、社会通念上安定した民間施設緑地）

②地域制緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、河川区域、保存樹林など）

※ 2 市民一人当たりの公園緑地面積は、都市公園及び児童遊園の面積の合計を人口で除したものの人口は以下のとおり

前計画の目標（平成 44 年度） 77,045 人

現状（平成 30 年度） 82,481 人（平成 31 年 1 月 1 日現在）

目標（令和 11 年度） 80,800 人（「狛江市人口ビジョン（平成 28 年 2 月）」による 2025 年と 2030 年の推計値を参考に設定）

※緑地率の解説は、14 ページの【参考】緑の量を示す 3 つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違いをご覧ください。

表3-2 緑地率の目標の算出根拠

緑地種別		現状 平成30 (2018)年度 (ha)	目標 令和11 (2029)年度 (ha)	増減見込み (ha)	備考		
施設緑地	都市公園	街区公園	1.77	2.21	0.44	整備予定公園1箇所	
		近隣公園	1.25	1.25			
		歴史公園	0.00	0.23	0.23	亀塚公園、猪方小川塚公園、土屋塚公園、白井塚公園	
		都市計画緑地	7.59	7.59			
		小計	10.61	11.28	0.67		
	都市公園以外	公共施設緑地	児童遊園	1.65	1.75	0.10	東和泉もみじ広場、供用予定1箇所
			市民農園	0.88	1.07	0.19	こまい農園、いわどみなみ農園
			樹林地等	0.70	0.70		
			緑地	12.13	12.23	0.10	多摩川住宅第四・五・六廃止(-0.88ha)、代替の地区施設整備(0.98ha)
			市立小中学校	13.37	13.37		
		小計	28.73	29.12	0.39		
	民間施設緑地	寺社境内地	4.64	4.64			
		民間グラウンド	2.42	2.42			
		公共空地	3.32	3.32			
		小計	10.38	10.38	0.00		
	合計	49.72	50.78	1.06			
	地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区	2.10	2.10		
生産緑地地区			31.19	30.68	-0.51	白井塚公園他1箇所整備により公園化する0.51haを除き、農業振興計画基本目標を踏まえ継続を目標とする	
河川区域			64.90	64.90			
小計			98.19	97.68	-0.51		
条例によるもの		保存樹林	2.09	2.05	-0.04	白井塚公園整備に伴い0.04haを公園化	
		その他	0.00	0.00			
		小計	2.09	2.05	-0.04		
合計	100.28	99.73	-0.55				
合計	150.00	150.51	0.51				
緑地間の重複面積	4.72	4.72					
緑地の総合計	145.28	145.79	0.51				
<b>緑地率(%)</b>	22.73%	<b>22.82%</b>	0.09%				
市民一人当たり面積(m <sup>2</sup> /人)	17.61	18.04	0.43				

公園緑地面積(ha)	12.25	13.03	0.78	都市公園及び児童遊園面積
<b>市民一人当たり公園緑地面積(m<sup>2</sup>/人)</b>	1.50	<b>1.61</b>	0.11	

※1 都市公園と同様の機能をもつ公園・地区施設は公共施設緑地として表記

※2 1haは10,000m<sup>2</sup>のこと

## (2) 公有地の緑化目標

- ◆ 道路の緑化目標 20.00ha (緑被率 18.00%)
- ◆ 公園の緑化目標 緑被率 60.00%
- ◆ 小中学校の緑化目標 緑被率 25.00%
- ◆ 市庁舎などの緑化目標 緑被率 25.00%

道路の緑化目標については、計画期間内に整備される都市計画道路2路線の緑化、既設路線における街路樹の育成により、総計 20.00ha を目標とします。

公園、小中学校、市庁舎などの緑化目標については、「狛江市緑の保全に関する条例施行規則」に定める緑化基準を目標とします。施設規模により基準どおりの緑化が困難な場合もありますが、新たな公園、公共施設整備において緑化に努めるとともに、既存の植栽樹木を適切に管理し成長させていくことで、全体の平均で目標達成を目指します。

表 3 - 3 公有地の緑化目標

目標指標	現状 平成 30 (2018) 年度	目標 令和 11 (2029) 年度
道路の緑化目標	12.70ha (11.86%)	20.00ha (緑被率 18.00%)
公園の緑化目標	55.14%	緑被率 60.00%
小中学校の緑化目標	19.15%	緑被率 25.00%
市庁舎などの緑化目標	20.82%	緑被率 25.00%

**(3) 民有地の緑化目標**

- ◆ 保存樹林 保存指定の維持
- ◆ 保存樹木 保存指定の維持
- ◆ 保存生け垣 保存指定の維持
- ◆ 生け垣造成及び新たな緑化施策による緑地造成目標  
延長総計 1,500m

保存樹林、保存樹木、保存生け垣については、新たに指定可能な候補となる樹林、樹木、生け垣などがほとんどないことが課題となっている中で、平成 22 (2010) 年度から平成 30 (2018) 年度までの間の指定と解除の傾向をみると、いずれも解除が指定を上回っています。

保存樹林 : 指定 0 m<sup>2</sup> 解除 1,262 m<sup>2</sup>  
 保存樹木 : 指定 109 本 解除 135 本  
 保存生け垣 : 指定 119m 解除 987m

このため、引き続き保存樹林などの指定拡大に努めつつも、指定の継続に向け、所有者への働きかけ、支援、近隣住民への普及啓発などに取り組むことで、平成 30 (2018) 年度の水準を維持することを目標とします。

なお、保存樹林については、白井塚公園整備により公園化する 0.04ha を除いた指定面積の維持に努めます。

生け垣造成\* 及び新たな緑化施策による緑地造成目標については、「緑のまち推進補助制度」を通じた接道部緑化の推進、開発指導を通じた民有地の接道部緑化などにより、延長総計 1,500m の緑化を目標とします。

表 3 - 4 民有地の緑化目標

目標指標	現状 平成 30 (2018) 年度	目標 令和 11 (2029) 年度
保存樹林	2.09ha	保存指定の維持 (2.05ha)
保存樹木	447 本	保存指定の維持 (447 本)
保存生け垣	3,950m	保存指定の維持 (3,950m)
生け垣造成及び新たな緑化 施策による緑地造成目標	113.37m	延長総計 1,500m



#### (4) 緑被率の目標

◆ 緑被率 26%以上

既存の緑（樹林地、農地）をできる限り保全するとともに、公園、公共公益施設の緑化や、市民・事業者と協力して民有地の接道部緑化を促進することにより、緑被率 26%以上を目指します。

表 3 - 5 緑被率の目標

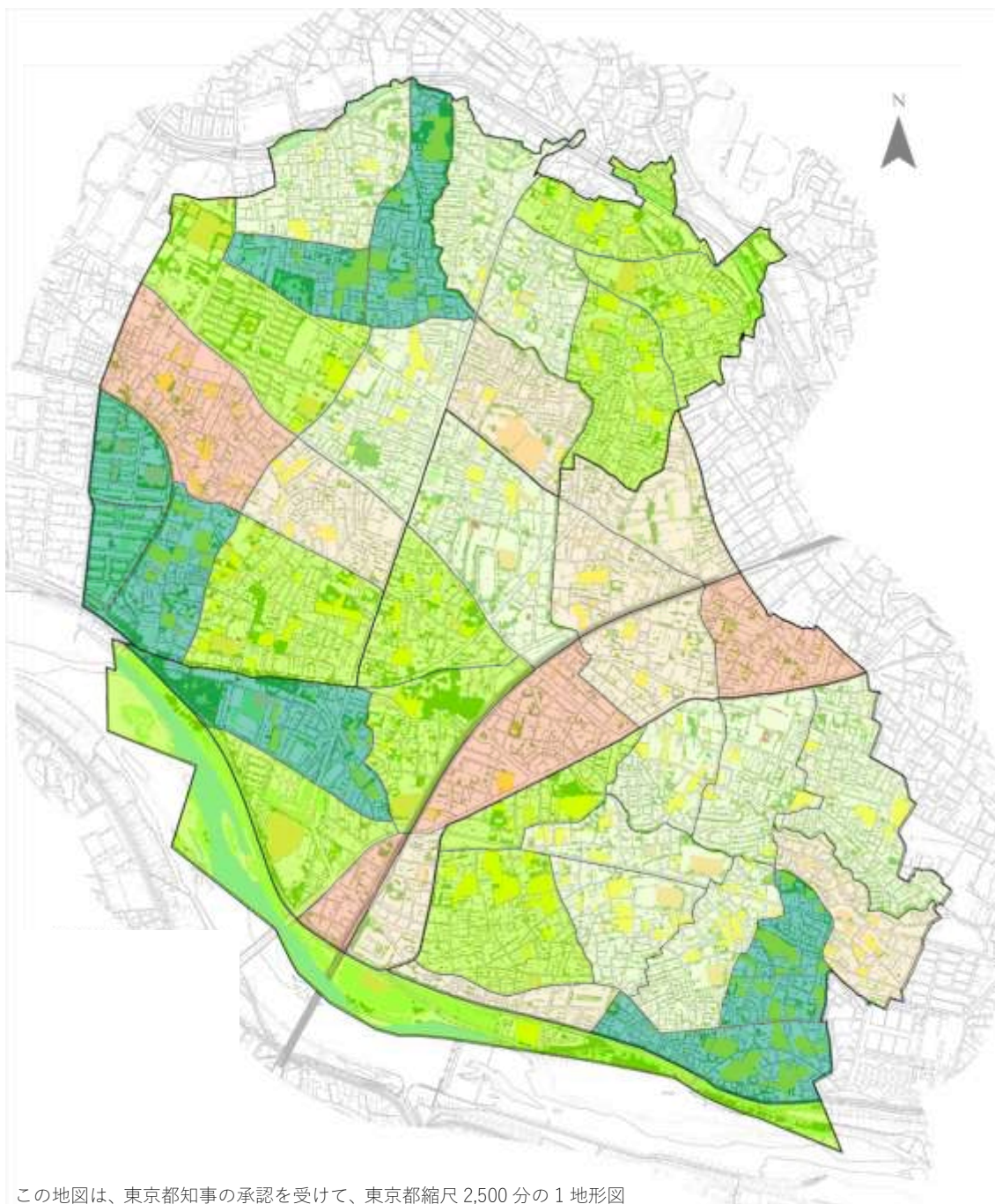
目標指標		現状 平成 30 (2018) 年度	目標 令和 11 (2029) 年度
緑被率の目標		24.32%	26%以上
(内訳面積：ha)			
植栽地 ※ 1	公園	7.89	8.99
	公園以外の 公共公益施設※2	17.13	27.85
	民有地	54.38	54.42
樹木地		7.35	7.35
草地		33.04	33.04
農地		35.59	35.00
緑被の合計		155.39	166.65

※ 1 樹木被覆地及び屋上緑化

※ 2 道路、学校、その他公共公益施設（官公庁施設、文化施設、厚生医療施設、供給処理施設）

※緑被率の解説は、14 ページの【参考】緑の量を示す 3 つの指標「緑被率」「緑視率」「緑地率」の違いをご覧ください。

【参考図】 町丁別緑被率と緑被地の分布



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第83号



## (5) 基本方針ごとの目標

市民の取組や意識の変化など、緑の量以外の観点からも計画の進捗を評価していくため、基本方針と施策の内容に即した成果を測る目標指標を設定します。

表 3-6 基本方針ごとの目標

基本方針	指標	現状 〔平成 30 (2018) 年度〕	目標 〔令和 11 (2029) 年度〕
基本方針 1 まちの緑を活かそう	次の活動を通じて緑と触れ合うと回答した市民の割合の合計値（アンケートにより把握） ・道路や公園などの清掃、美化活動（ボランティア活動）に参加する ・市民農園などで野菜を栽培する ・自然観察会や生きもの探しなどの活動に参加する	7.2%	20.0%
基本方針 2 彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう	地点別平均緑視率	19.9%	25.0% <sup>※1</sup>
	緑のまち推進補助制度に基づく補助件数	3件	増加
基本方針 3 身近な公園の魅力を高めよう	月に 1 回以上公園を利用する市民の割合（アンケートにより把握）	47.0%	60.0%
	小規模公園の機能再編・再整備	—	実施
基本方針 4 「農」を活かした緑のまちを育てよう	援農ボランティア（人）	—	増加
	生産緑地地区面積	31.19ha	現状維持 <sup>※2</sup> (特定生産緑地含む)
基本方針 5 狛江らしい緑を次世代に継ごう	樹林地・河川で開催した緑に関するイベントへの子ども参加者数	1,368 人 <sup>※3</sup>	増加
	私有地の樹林地面積 <sup>※4</sup>	10.7ha	維持

※1 緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率の値

※2 公園化する部分を除く

※3 多摩川清掃、アレチウリ駆除とガサガサ体験、アレチウリ駆除と川流れ体験、野川生きもの調査会（夏季・冬季）、野川美化清掃活動、多摩川生きもの調査会（夏季・冬季）の参加者数を基に算出

※4 樹冠面積 300 m<sup>2</sup>以上の樹林地のうち、土地利用現況調査に基づく土地利用が社寺、商業地、独立住宅、集合住宅、併用住宅、工業地、農用地、その他未利用地に区分される土地にある樹林地